

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

東北（山形）厚生年金 事案 3356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成15年7月16日は15万5,000円、同年12月19日は27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日

私が所持する預金通帳及び金融機関から提供を受けた普通預金元帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月16日及び同年12月19日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及び普通預金元帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳、普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月16日は15万5,000

円、同年12月19日は27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成15年7月16日は25万9,000円、同年12月19日は51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日

私が所持する預金通帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月16日及び同年12月19日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年7月16日は25万9,000円、同年12月19日は51万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成15年7月16日は19万8,000円、同年12月19日は35万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日

私が金融機関から提供を受けた普通預金元帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月16日及び同年12月19日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金元帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成15年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票及び普通預金元帳から算出した賞与支給額及び保険料控除額が

ら、平成15年7月16日は19万8,000円、同年12月19日は35万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（青森）国民年金 事案 1854

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、居住する地区に設置されていた納付組織を通じて、私が納期限までに納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同市で昭和40年11月30日に払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、申立人は、国民年金被保険者資格を36年4月1日に遡って取得したものと推認できるが、この時点で、申立期間のうち同年4月から38年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、上記の加入手続時点で納付が可能となる昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となることから、A市では、「当市の職員が国民年金の過年度保険料を収納することは一切無い上、国民年金保険料に係る納付組織の資料は残されていないものの、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が徴収すべき国庫金であるため、当市の納付組織が特例納付を含む過年度保険料を集金の対象とすることは考えられない。」旨説明していることから、当該過年度保険料を申立人が主張する納付組織が収納したとは考えにくい。

さらに、申立人は、「国民年金に加入したのはB地区に転居した後で、それ以前は、私たちは夫婦いずれも国民年金には加入していなかった。」旨述べているところ、住民票によれば、申立人夫婦は昭和39年12月20

日にA市C地区から同市B地区に転居していることが確認できることから、申立期間の大部分は、申立人夫婦が国民年金に加入していなかったと自認している期間に該当するものと認められることを踏まえ、申立期間当時、同市において、国民年金保険料を納付できる別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたとは考えにくい。

加えて、前述の被保険者名簿によれば、申立期間は申立人夫婦共に国民年金保険料の未納期間とされており、当該記録はオンライン記録とも一致している上、申立期間は48か月に及び、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）国民年金 事案 1855

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、居住する地区に設置されていた納付組織を通じて、私の夫が納期限までに納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同市で昭和40年11月30日に払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、申立人は、国民年金被保険者資格を36年4月1日に遡って取得したものと推認できるが、この時点で、申立期間のうち同年4月から38年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、上記の加入手続時点で納付が可能となる昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となることから、A市では、「当市の職員が国民年金の過年度保険料を収納することは一切無い上、国民年金保険料に係る納付組織の資料は残されていないものの、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が徴収すべき国庫金であるため、当市の納付組織が特例納付を含む過年度保険料を集金の対象とすることは考えられない。」旨説明していることから、当該過年度保険料を申立人が主張する納付組織が収納したとは考えにくい。

さらに、申立人の夫は、「国民年金に加入したのはB地区に転居した後で、それ以前は、私たち夫婦はいずれも国民年金には加入していなかった。」旨述べているところ、住民票によれば、申立人夫婦は昭和39年12

月 20 日に A 市 C 地区から同市 B 地区に転居していることが確認できることから、申立期間の大部分は申立人夫婦が国民年金に加入していなかったと自認している期間に該当するものと認められることを踏まえ、申立期間当時、同市において、国民年金保険料を納付することができる別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたとは考えにくい。

加えて、前述の被保険者名簿によれば、申立期間は申立人夫婦共に国民年金保険料の未納期間とされており、当該記録はオンライン記録とも一致している上、申立期間は 48 か月に及び、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）国民年金 事案 1856

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料は、送付された納付書により納期限に遅れることなく納付していた記憶がある。夫からも納付するように強く言われており、未納期間は無いと思っていたので、申立期間の保険料が 3 年間未納とされていることに驚いた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）並びに B 市の国民年金納付記録（電子データ）及び国民年金被保険者名簿（CSV データ）によれば、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納と記録されている。

また、申立人は申立期間当時、複数の金融機関において国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、複数の金融機関が同時期に事務処理を続けて誤るとは考え難い上、申立期間は 36 か月にわたり、これだけ長期間の事務処理を行政が続けて誤るとも考え難い。

さらに、申立人は 3 か月ごとの納期限に遅れることなく国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の保険料納付済期間のうち、納付日が分かる期間の保険料の一部について、過年度納付及び複数回の納期限後の納付が行われていることが確認できるほか、A 市では昭和 58 年 4 月 1 日に納期限を 3 か月ごとから毎月に変更していることが確認できることから、申立人の主張は当時の制度と相違している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1857（福島国民年金事案 672 及び 787 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年8月まで

前回の申立てについて、平成24年8月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。しかし、申立期間の国民年金保険料は、平成9年3月頃に8万円、同年5月頃に7万円をA社会保険事務所（当時）の男性職員に手渡した。通知の内容に納得できないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成9年3月頃及び同年5月頃にA社会保険事務所の男性職員に手渡したと述べているところ、i) 申立人が納付したとする時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致しないこと、iii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成元年11月から2年3月までの期間の保険料は過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付していた形跡は見当たらないこと、iv) ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく22年12月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、新たな資料として平成5年6月分から6年8月分までの納付書を提出し、再申立てを行ったが、当該納付書には領収印が無く、申立人も国民年金保険料納付の際に当該納付書は使用しなかったと述べていることなどを踏まえると、これは年金記録確認B地方第三者委員会の当

初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人に対し、既に同委員会の決定に基づく平成 24 年 8 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出すること無く、過去 2 回の申立てに係る年金記録確認 B 地方第三者委員会の調査が不十分であり、通知の内容に納得できない旨主張しているが、これは同委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月末頃から 44 年 10 月頃まで
私は、申立期間において、A株式会社勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA株式会社で撮影した昭和 43 年の成人式記念写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社の事業主は、「申立人の在籍及び申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関係書類は、保管していない。」旨述べていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、前記成人式記念写真の氏名一覧 53 人のうち、A株式会社における厚生年金保険の被保険者記録及び所在が確認できる 29 人に照会したところ、18 人から回答を得られたが、全員が申立人を覚えていないとしており、申立人の勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、上記 18 人のうち、総務課所属の同僚の 1 人は、「私は、A株式会社に中途採用され、入社時に会社から社会保険加入の希望を聞かれたと思う。当時は、中学校卒業後すぐに採用された人は、入社後すぐに社会保険に加入させていたと思うが、中途採用者の中には、社会保険に加入すると手取りが少なくなるので、希望して加入しない人もいたと思う。申立人も中途採用者であれば、本人の希望で社会保険に加入していなかったの

ではないかと思う。」旨述べており、A株式会社の事業主も「申立期間当時、給与の手取りが少なくなるので、本人の希望で社会保険に加入していない者もいたと思う。」旨述べていることを踏まえると、申立期間当時、同社では、社会保険の加入について、従業員の希望により加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、整理番号に欠番は無く、申立人及び申立人が同時期に勤務したと記憶する同僚の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 8 日から同年 7 月 7 日まで
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 46 年 5 月 8 日から A 株式会社に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私の給与額は約 15 万円から 20 万円ぐらいであったと記憶しているので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社は、昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できる 11 人に照会を行ったところ、5 人から回答を得られたが、申立人の勤務実態等を確認できる証言を得ることができなかった。

さらに、A 株式会社に係る申立人の雇用保険被保険者資格取得日は昭和 46 年 7 月 7 日となっており、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致し

ている。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A株式会社は、昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた者を含む 27 人に照会を行ったところ、14 人から回答を得られたが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、同原票及びオンライン記録のいずれにも遡及して標準報酬月額の訂正が行われた事跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 30 日から同年 6 月 13 日まで

私は、申立期間に株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。会社から健康保険証を交付された記憶は無いが、勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの後継事業所である株式会社Bの回答及び雇用保険の加入記録により、申立期間において、申立人が株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bは、「申立人に係る申立期間の資料等は既に廃棄したが、委託していた社会保険労務士に確認したところ、申立人が申立期間に期間契約社員として当社に在籍したことは確認できたが、期間契約社員は雇用保険のみの加入であった。」旨回答している。

また、申立期間当時、株式会社Aの厚生年金保険被保険者で、所在が確認できた5人に照会し、回答があった2人によれば、「正社員のみが厚生年金保険に加入し、期間契約社員は雇用保険のみの加入であった。」としている上、当該回答者のうち、申立期間当時の専務であった者は、「期間契約社員は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させない取扱いであり、国民年金に加入していた。申立人は、期間契約社員であると思う。」としている。

さらに、申立人は、申立期間において、C市の国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる上、国民年金の被保険者として、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 28 日

私が所持する預金通帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成 17 年 7 月 28 日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、A社から平成 17 年 7 月 28 日に 17 万 1,318 円が振り込まれ、摘要欄に「A社・賞与」の記載が確認できる。

しかしながら、上記預金通帳により確認できるA社に係る平成 17 年 1 月から同年 12 月までの振込額の合計は、申立人から提出された同社に係る同年 1 月分から同年 12 月分までの給与支給明細書及び同年 12 月分賞与の支給明細書（以下「給与支給明細書等」という。）により確認できる差引支給額の合計と一致している。

また、申立人から提出された平成 17 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、上記給与支給明細書等により確認できる健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計金額と一致している。

さらに、申立人は、平成 17 年 7 月分賞与の支給明細書を所持していない上、上記預金通帳により確認できるA社に係る同年 7 月 28 日の振込額は、上記同年 7 月分の給与支給明細書における差引支給額と同額であることが確認できる。

これらのことから判断すると、上記預金通帳により確認できるA社に係る平成 17 年 7 月 28 日の振込額は、同年 7 月分の賞与ではなく、給与であ

ると認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。